

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成22年12月3日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 釜石共栄株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 キクコーストア釜石松倉店 釜石市甲子町第10地割483番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成22年11月12日

2 届出年月日 平成22年11月11日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所